

出版再販研究委員会規約

第 1 条 出版物に関する再販売価格維持契約制度（以下再販制度という）についての知識と理解を深め、その適切な運用に資するため、出版再販研究委員会（以下委員会という）を設置する。

第 2 条 委員会は、前条の目的を達成するため次のことを行う。

- (1) 出版物の再販制度及びその運用に関する調査研究
- (2) 前号についての広報に関すること
- (3) その他前条の目的を達成するために必要なこと

第 3 条 委員会の事務局は、当会の委員長が所属する団体内に置く。

第 4 条 委員会は、出版業者より若干名、取次業者より若干名、小売業者より若干名及び学識経験者より若干名の委員をもって構成する。

第 5 条 委員は、互選をもって、委員長 1 名及び副委員長、監事、会計若干名を定める。

第 6 条 委員会の推薦により、顧問及び相談役をおくことができる。

第 7 条 委員長は、委員会を代表し委員会の事務を総理し、委員会の議長を務める。但し、会議の進行については、議長代行を置き、委嘱することができる。

第 8 条 副委員長は、委員長を補佐し、委員長事故等のときは、その職務を代行する。

第 9 条 委員の任期は、1 年とする。但し、再任を妨げない。

第 10 条 委員会の経費は、分担金（出版・取次・小売）その他の収入をもってこれを支弁する。

第 11 条 本規約に定めない事項については委員会においてこれを決定する。

第 12 条 本規約の改正については、委員長が委員会及び関係団体の意見を参酌してこれを行う。

附 則

第 1 条 本規約における関係団体とは、当分の間(社)日本書籍出版協会、(社)日本雑誌協会、(社)日本出版取次協会及び日本書店商業組合連合会とし、第 4 条の委員はこの 4 団体の協議によりこれを委嘱する。

第 2 条 本規約は、平成17年 10 月 1 日より実施する。